

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

0 5 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（056）
4～5桁目	0 1：主たる事務所（草津本部） 0 2：草津本部（分室） 0 3：彦根事務所 0 4：近江八幡事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、0 0 0 0 1から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

0 5 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（056）
4～5桁目	0 1：主たる事務所（草津本部） 0 2：草津本部（分室） 0 3：彦根事務所 0 4：近江八幡事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、0 0 0 0 1から順に付するものとする。）

別表 3

【適合判定性料金】

1) 住宅等建築物の料金

単位：円（消費税込み）

種 別		確認申請を センターに提出	確認申請を 他機関に提出
一戸建ての住宅		22,000	33,000
併用住宅*		33,000	44,000
共同住宅等	1～25 戸	27,500 + 5,500 × 住戸数	38,500 + 7,700 × 住戸数
	26 戸以上	別途見積り	

※併用住宅とは一戸建ての住宅に非住宅部分が併設される建築物をいう。

- ・共同住宅の共用部分の審査を行う場合、共用部分の面積が 300 m²以下の場合
は 33,000 円とし、300 m²を超える場合は別途見積りとする。

2) 非住宅建築物の料金

【モデル建物法】

単位：円（消費税込み）

計算対象床面積 ^{※1} の合計	工場等用途以外	工場等用途 ^{※2}
200 m ² 未満	33,000	22,000
200 m ² 以上 300 m ² 未満	66,000	
300 m ² 以上 500 m ² 未満	77,000	33,000
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	88,000	44,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	110,000	55,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	165,000	99,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	220,000	143,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	275,000	176,000
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	330,000	220,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（消費税込み）

計算対象床面積 ^{※1} の合計	工場等用途以外	工場等用途 ^{※2}
200 m ² 未満	110,000	55,000
200 m ² 以上 300 m ² 未満	220,000	
300 m ² 以上 500 m ² 未満	242,000	66,000
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	275,000	77,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	341,000	88,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	473,000	110,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	572,000	154,000

10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	682,000	187,000
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	770,000	275,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り

※1 計算対象床面積とは、省エネ評価の対象となる床面積の合計をいう。

次については計算対象面積を0 m²として取り扱う。

- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合
- ・計算対象となる室にあっても、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略できる設備のみが設置されている場合

※2 工場等用途とは、工場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場、その他の用途で、エネルギーの使用状況がこれらに類する建築物をいう。

- ・モデル建物法の評価において複数モデルで評価する場合は、工場用途以外として取り扱う。
- ・省エネ評価の対象となる床面積の合計が0 m²の場合は、モデル建物法の評価による工場等用途の判定料金とする。

3) 複合建築物の料金

- ・複合建築物（併用住宅を除く）の場合は、住宅等建築物の料金および非住宅建築物の料金を合わせた額とする。

4) その他の料金

- ・計画変更の場合は、当初判定料金の2分の1の額とする。ただし、次の変更を行う場合は、新規に提出があったものとして取り扱い、変更後の審査内容に基づく判定料金とする。

1. 直前の判定を他機関または所管行政庁から受けている場合

2. モデル建物法を標準入力法に変更するなど計算方法を変更する場合

- ・直前の判定をセンターで行っている場合の軽微変更該当証明（ルートC）の場合は、次の額とする。

1. 一戸建ての住宅の場合は5,500円とし、併用住宅の場合は11,000円とする。

2. 共同住宅等および非住宅建築物の場合は、当初判定料金の2分の1の額とする。なお、2回目以降の軽微変更該当証明（ルートC）の料金は、当初判定料金の10分の1または5,500円のうち、大きい方の額とする。

- ・図面審査を省略の場合は、センターが交付を行った証明書等（同等の基準を確認するものに限る）を活用する場合、住宅等建築物の申請の場合は5,500円（消費税込み）とし、非住宅建築物の場合は、16,500円（消費税込み）とする。

とする。

- ・「適合性判定通知書」および「軽微変更該当証明書」の再交付の場合は、交付を行う書類1通につき5,500円（消費税込み）とする。
- ・判定業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、料金の減額を行う。
- ・料金表の適用について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合、若しくは、料金表に記載のない場合は、別途見積りとする。